**「能登半島地域の子ども大阪観光招待事業」業務委託仕様書**

**1　委託事業名**

能登半島地域の子ども大阪観光招待事業

**2　事業目的**

　　　能登半島地震及び豪雨災害で被災した子どもたちを２０２５年大阪・関西万博と大阪観光に招待し、未来社会を体験することで将来の希望につなげてもらうとともに、観光を通じて大阪の都市魅力を発信する。

**３　委託業務内容及び提案を求める事項**

能登半島地震及び豪雨災害で被災した子どもたちに、大阪を楽しんで元気になってもらえるようなツアーについて民間事業者等の専門性や知見、ノウハウ等を活かし、提案すること。

1. 招待業務の企画・実施

〇石川県奥能登発着の２泊３日のツアーを造成すること。

2日目は万博会場を訪れること。

その他の日程では、大阪の観光魅力が伝わるようにツアーを組むこと。

また、宿泊については、２泊とも大阪府内での宿泊とすること。

なお、参加者が移動中など事前に２０２５年大阪・関西万博や大阪の都市魅力について興味を持ち、期待が膨らむような工夫をすること。

〇参加者は奥能登４自治体（輪島市、珠洲市、能登町及び穴水町）の小学５・６年生、中学

生の児童生徒と保護者を基本とするが、詳細は大阪府と協議のうえ決めるものとする。

　　　　〇参加者数は８０組１６０人（予定）とする。

ただし、提案時における内訳は大人８０人、中学生４８人、小学生３２人とすること。

　　　　　※寄附総額に応じて参加者数が増加する場合がある。

〇実施時期は、令和7年７月から８月の奥能登４自治体の学校の夏休み期間中とし、ツアー

を効率的に実施できる日程（７月２２～２４日と８月６～７日を除く）を設定すること。

また、複数回に分ける場合は、1回あたりの人数と日程を示すこと。

〇大型バス（能登⇔金沢及び大阪府内）と鉄道（金沢⇔大阪）を併用した移動とすること。

　大型バスについては、1台あたり参加者40名乗車想定とする。

　ただし、大型バス（大阪府内）及び鉄道（金沢⇔大阪）の費用は委託料から除く。

　　　　〇大阪の観光について基礎的な知識を有するバスガイドを添乗させること。

　　　　　ただし、添乗員がバスガイドを兼ねることも可とする。

※添乗員、バスガイドにかかる経費は委託料に含む。

〇ツアー中の宿泊施設、各訪問先、食事及び移動手段に係るすべての交渉、予約手配、事前及び当日の連絡調整を行うこと。ただし、大型バス（大阪府内）の確保は大阪府が行う。

※万博会場でのバスの駐車場・乗降所及びパビリオンの入場等の予約にも留意すること。

※大阪府内での移動中は、府職員が２名程度同行するため、府職員の移動費・施設入場

料は委託料に含む。

〇宿泊施設については、児童生徒と保護者の募集単位に応じた部屋割りとすること。

〇ツアー中は熱中症予防対策など安全配慮に留意し、適度に休憩（水分補給等）をとること。

〇参加者の人数分の旅行傷害保険等の必要な保険へ加入すること。

※保険契約金は委託料に含む。

〇ツアー参加者全員に大阪の魅力発信に繋がる記念品（既製品可）を配布すること。（例：タオル、エコバック、ネックストラップ、文房具等）

〇契約締結後、大阪府からツアーの内容や記念品等に関する提案があった場合、

大阪府と協議のうえ、誠実に対応すること。

【提案を求める事項】

・想定する日程を設定し、被災した子どもたちに元気になってもらえることや、大阪の都市魅力を満喫してもらえるよう、各訪問先や食事、宿泊施設などを工夫し、満足度の高いツアーを提案すること。

・奥能登からの移動中において、参加者が２０２５年大阪・関西万博及び大阪の魅力について、興味を持ち、期待が膨らむよう工夫された企画を提案すること。

・大阪の魅力発信に繋がる、魅力的な記念品を提案すること。

1. 広報・募集業務

〇８０組１６０人（予定）を募集すること。

応募多数の場合は抽選とすること。

　　　　〇案内チラシ等広報物を作成すること。

〇周知方法については、奥能登4自治体の協力を得て、案内チラシ等の広報物が対象者に直接届くよう配布すること。

更にホームページなど対象者に広く周知できる手法を用意し、応募方法やFAQを設けること。

　　　　　※（参考）対象となる児童生徒数は1,500人程度。配布先の学校数は38校程度。

　　　　○募集時の受付・抽選は、計画的かつ公正に行うこと。

　　　　〇応募者全員に抽選結果の通知を行うこと。また、落選者には、大阪の都市魅力を知ってもら

う機会に繋がるようフォローすること。

【提案を求める事項】

・対象者に広く周知できる手法を提案すること。

・募集時の計画的かつ公正な受付・抽選の方法を提案すること。

・落選者に対するフォローの内容について提案すること。

1. 事業の実施体制等の策定

上記（1）（2）について、契約期間内に計画的かつ効率的に実施できるよう、計画を立てて進行管理を行うこと。

・ 事業を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。

・ 事業を計画的かつ効率的に実施できる体制、スケジュールとすること。

* 過去に本事業と類似する事業実績があれば、その履行実績を示すこと。

【提案を求める事項】

・大阪府が参加者を増やす場合の宿泊施設、各訪問先、食事及び移動手段について、対応可能な人数とそれらを確保できる期限を提案すること。

・業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制について提案すること。

・安全管理や連絡体制、参加者への対応、緊急時の対策等について、十分に配慮した提案とすること。

・業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案すること。

1. 事業に係る留意事項

〇本業務に関する運営マニュアルを作成すること。

〇最終案内を参加者へ送付すること。

なお、身分証明書の持参が必要等、必要な事項について記載すること。

〇最終日にアンケートを実施し、集計してその結果を事業実績報告書に記載すること。

○提案後にツアーの内容変更等が発生した場合、調整（再提案、各訪問先との交渉等）の対応

にあたること。

〇宿泊施設、各訪問先との交渉は、受託者から提案されたツアー内容を大阪府が確認し承諾してから実施すること。

〇ツアー中におけるバリアフリー対応など必要かつ合理的な配慮を講じること。

〇受託者は、事前に当日の添乗員を決定し、大阪府と打合せを複数回実施すること。

〇大阪府とツアーの下見を実施し、運営マニュアルに反映させること。下見は日帰りとし、下

見の各訪問先との調整は、受託者が実施すること。移動手段は、効率的な手段で、受託

者が決定すること。

※下見の費用は委託料に含む。

○異常時の際の対応を明確にし、体制については大阪府と協議すること。

※異常時：体調不良、交通事故、地震等の自然災害等

〇以下の物品を準備すること（参加者＋大阪府等同行者分）。

行程表・ネームホルダーもしくはサテンシール等の参加者と認識できるもの・その他必要となるもの

〇その他、各バスに用意する物品。

ナイロン袋、除菌シート 等

　**４　委託業務実施上の留意点**

・ 本企画提案公募は受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて大阪府と受託

者において協議すること。契約締結以降も仕様内容が変更となる場合がある。

・ 受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。

・ 受託者は大阪府と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を実施すること。

・ 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

・ 受託者は、大阪府と協議のうえ、契約締結後速やかに業務実施計画書を提出すること。

・ 受託者は、経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について、適切に整理、事業年度終了後5年間保存すること。なお、大阪府から請求があった場合、速やかに提出すること。

・ 再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

ア 業務の主要な部分を再委託すること。

イ 契約金額の相当部分を再委託すること。

ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。

エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

・ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

・本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議を行い、指示に従うこと。

・業務履行等に際して必要な費用等の契約書類作成時の印紙代、業務委託の業務に関する一

切の費用はすべて当初の契約金額に含むものとする。

・応募・提案された内容（企画書等）は返却しない。

**５　成果物の提出**

　　事業終了後、契約満了日までに大阪府あて以下の成果物等を提出すること。

なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

※以下（1）～（３）における電子データはCD-R・USBメモリ等に格納し提出すること。

1. 実施報告書（A4サイズ５部）及び電子データ

　※実施報告書は、実施概要、収支決算書、実施記録（実施内容がわかる写真）等を含めて作成

すること。

1. 業務に関して作成した全ての成果物

　マニュアル、作成した広報物データ、ツアー中の記録写真や映像データなどについても提出

すること。

1. 報道実績に係る報告書（電子データで提出）

掲載された記事（著作権・肖像権等に留意）、HPなどのWEB情報について取りまとめた報告書、国内外のテレビ等で放送された動画データを提出すること。

**６　その他**

1. 守秘義務等について

・受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三

者に提供してはならない 。

・委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかに

その誤りを訂正しなければならない。

1. 個人情報の取り扱いについて

・委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

・受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、大阪府に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。

・事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、大阪府の指示に従い提供を行うこと。

・契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出する

こと。

1. 著作物の譲渡等

・受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に大阪府に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は大阪府及びその指定する者の必要な範囲で大阪府発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

・受託者が制作した画像や動画等については、著作権に加え、肖像権についても大阪府に帰属する。

1. その他留意事項について

・大阪府は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、契約締結及び事業実施にあたっては、受託者は必ず大阪府と協議を行いながら進めること。

・本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、大阪府と協議を行い、指示に従うこと。

・受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

　　　・企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。